

年 あかね組 児童名 _____

保護者名 _____

出席停止報告書

下記の感染症により登校できませんでしたが、医療機関の認めるところにより、登校可能となりましたので報告します。

1. 出席停止期間

令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()

2. 感染症名 (該当するものに○印をつけてください。)

・インフルエンザ (A型・B型) ←どちらか分かる場合ご記入ください。

症状 (発熱など) が出た日 月 日 ()
症状が出た日を「0日」とし、翌日から5日間、かつ解熱後2日間は出席停止です。

・新型コロナウイルス感染症

症状 (発熱など) が出た日 月 日 ()
症状が出た日を「0日」とし、翌日から5日間、かつ症状が軽快した後1日間は出席停止です。

・百日咳

・麻疹 (はしか)

・流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)

・風疹 (3日ばしか)

・水痘 (水ぼうそう)

・咽頭結膜熱 (プール熱・アデノウイルス)

・流行性角結膜炎

・溶連菌感染症

・感染性胃腸炎 (流行性嘔吐下痢症)

・その他の感染症 ()

3. 受診した医療機関 (該当するものに○印をつけてください)

○新型コロナウイルス感染症に限り

・ご家庭で抗原検査

・医療機関で検査

医療機関名 _____

○その他出席停止となった感染症

医療機関名 _____

受診年月日 令和 年 月 日

ご家庭でご記入ください
(医師の診断書や登校許可証明の
提出は必要ありません)

か き かんせんしやう ばあい しゅつせきていし
 ≪下記の感染症にかかった場合は、出席停止となります≫

だい 第 1 しゅ 種	エボラ出血熱・クリミア・コンゴ出血熱・痘そう・南米出血熱・ペスト・ラッサ熱・マールブルグ病・急性灰白髄炎・ジフテリア・重症急性呼吸器症候群 (SARS コロナウイルスによるものに限る)・鳥インフルエンザ (病原体がインフルエンザウイルス A属インフルエンザウイルスであってその血清亜型が H5N1 であるものに限る)	ちゅ 治癒するまで
だい 第 2 しゅ 種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで (未就学児は3日を経過するまで)
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹 (はしか)	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	腫れが出た後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹 (3日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘 (水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化する (乾いてかさかさの状態になる) まで
だい 第 3 しゅ 種	咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
	結核	症状により医師によって感染の恐れがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により医師によって感染の恐れがないと認められるまで
	腸管出血性大腸菌感染症	症状により医師によって感染の恐れがないと認められるまで
だい 第 3 しゅ 種	流行性角結膜炎	その他の感染症
	急性出血性結膜炎	溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑 (りんご病)、ヘルパンギーナ、ウイルス性肝炎、マイコプラズマ感染症 (マイコプラズマ肺炎)、感染性胃腸炎 (流行性おうとげりしやう)
	その他の感染症	など

【インフルエンザの“発症”と“解熱”について】 民法第六章 期間の計算

・発症した日=症状 (発熱など) が出た日、発症した日はカウントしない (次の日から5日間)

・解熱 (平熱に戻る) した日はカウントしない (次の日から2日間)

(例: 朝起きて解熱していた場合でも、次の日から2日間は出席停止になります。)

ただし、午前0時に解熱している場合は、その日もカウントできます。)

【新型コロナウイルス感染症の“発症”と“症状が軽快”について】

・発症した日=症状 (発熱など) が出た日、発症した日はカウントしない (次の日から5日間)

・症状が軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあること

出席停止報告書の記入は保護者の方をお願いしていますが、必ず医療機関を受診した上でご記入ください。学校生活においては、感染拡大の防止が非常に大切です。ご理解ご協力をお願いいたします。出席停止日数等、ご不明な点があれば、学校までご連絡ください。

(新家東小: 482-3630)